

民間ユネスコ運動の手引き

2015 年度版



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

UNESCO 憲章（前文）

国際連合教育科学文化機関憲章

この憲章の当事国政府は、その国民に代わって次のとおり宣言する。

**戦争は人の心の中で生まれるものであるから、
人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。**

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならぬ神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

手引き活用のすすめ

ユネスコ協会、クラブの設立のための手引きはすでに版を重ね、多くの新しい構成団体を設立しようとする有志の方々に情報と指針を提供してきました。しかし、いったん設立されてしまうと、その運営はほぼ各単位ユネスコ協会・クラブに任されてしまいます。どのように組織と財政の運営をしたらよいかに関する手引きはありません。さらに他の協会やクラブ、ユネスコ運動以外の類似の活動を行っている民間団体とどうコラボしたらよいかについてのガイドライン、関連する地方公共団体との連携の仕方や情報、そして関心を持つ企業からの支援の調達の手引き等々、他地域、他分野団体の経験を含めた「実になる」情報はほとんど提供されてきませんでした。

こうした背景から、会員が高齢化し、団体そのものの活動に深まりと広がりを求めることが困難となっている協会やクラブが増えていると思われます。そこで、現況報告は事態の把握に欠かせない、ほぼ唯一の情報源です。それだけに各単位協会、クラブの報告は礎です。必ず返送していただくよう、協力を仰ぎたいと思います。受け取った報告をもとに、民間ユネスコ運動の全体像をできるだけ正確に分析し、迅速にお伝えしたい。現在民間ユネスコ運動が直面する問題を克服し、新たな活力を生み出す一助となる組織運営の手引きを作成するプロジェクトは、こうした目的をもって立ち上げられました。

手引きには、(1) 民間ユネスコ運動の現状と問題の全体像、(2) 全国各地の単位ユネスコ協会やクラブでの多様な活動内容、(3) 組織運営のためのいくつかの共通の問題とその解決への指針、(4) 横への広がりと様々な協力ができる諸団体との連携の方法論等が、いつでも参照していただけるように簡明な表現でまとめられています。加えて、現在日本ユネスコ協会連盟によってどのような活動が推奨され、それぞれに対してどのような支援がなされており、かつまたどのような合同研修や共同プログラムが利用できるかについても詳細な情報が掲載されています。ぜひとも参照していただき、活性化への一助としていただければ幸いです。

なお、今後は一層単位ユネスコ協会とクラブ、都道府県連絡協議会、さらにはブロックでの活動の現況を正確にお伝えできるようにしたいと考えております。その意味でできるだけ現況報告を返送していただければと考えております。また返送しやすいような工夫を加え改訂版を作成する計画が進んでいます。そればかりではなく、困難な問題に直面している団体には関連理事(ブロック担当理事を含む)と事務局員が力を合わせて、正面から問題解決に支援を惜しまない仕組みを整えることが求められております。こうした観点からも、ブロック理事、評議員の懇談会も一層拡充の方向で改善が図られています。

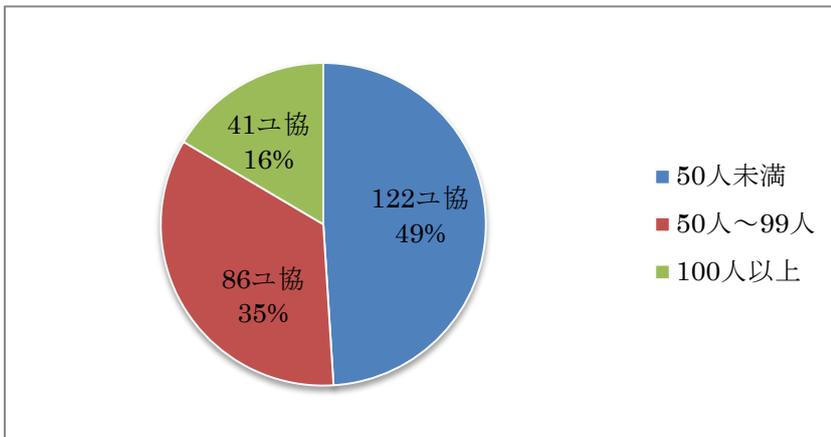
この手引きは、そうした21世紀型の民間ユネスコ活動を目指すためのひとつの指針でもあり、気づかれたことがあれば何でも連盟事務局まで連絡していただければ、直ちに改訂版に反映したいと考えています。手引きはみんなで作り、みんなに使われるものだからです。

はじめに

民間ユネスコ運動は戦後生まれた国連教育科学文化機関（以下、UNESCO）の憲章に示された理念に賛同した市民の自発的な平和運動として、1947年7月、世界に先駆けて仙台市で生まれました。当初の目的は、敗戦後の日本が平和国家として再建を果たし、UNESCOに加盟することを通して国際社会に復帰することでした。運動は瞬く間に全国に広がり、1951年に日本が60番目のUNESCO加盟国として迎えられることに大きく貢献しました。加盟実現後も、1948年5月に設置された全国的なネットワークである日本ユネスコ協会連盟（日ユ協連）を核として、UNESCOの理念の実現をめざし、1974年にはアジアユネスコ協会クラブ連盟（以下、AFUCA）、1981年には世界ユネスコ協会・クラブ・センター連盟（以下、WFUCA）の発足に努力し、民間運動のグローバルな展開を支えてきました。

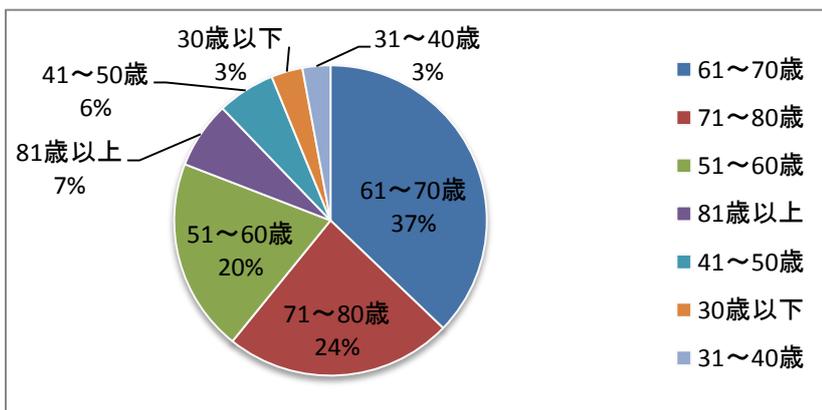
既に70年近い年月を経た民間ユネスコ運動は、今や組織面、財政面のみならず、運動面でも多くの問題に直面するようになりました。今日（2015年4月現在）、全国には255のユネスコ協会（ユ協）がありますが（都道府県連を含めると284）、協会が設置されている市町村は全国の14%に止まっています。調査に協力してくれた249の協会のうち、会員数が50人未満であるものが49%を占めています。（図1参照）

【図1 ユ協の会員構成（現況報告2014）】



第二に会員の年齢構成は男女とも61歳以上が7割近くを占め、高齢化の傾向を示しています。逆に30歳以下の若い世代は男女とも2～3%に止まっています。（図2）

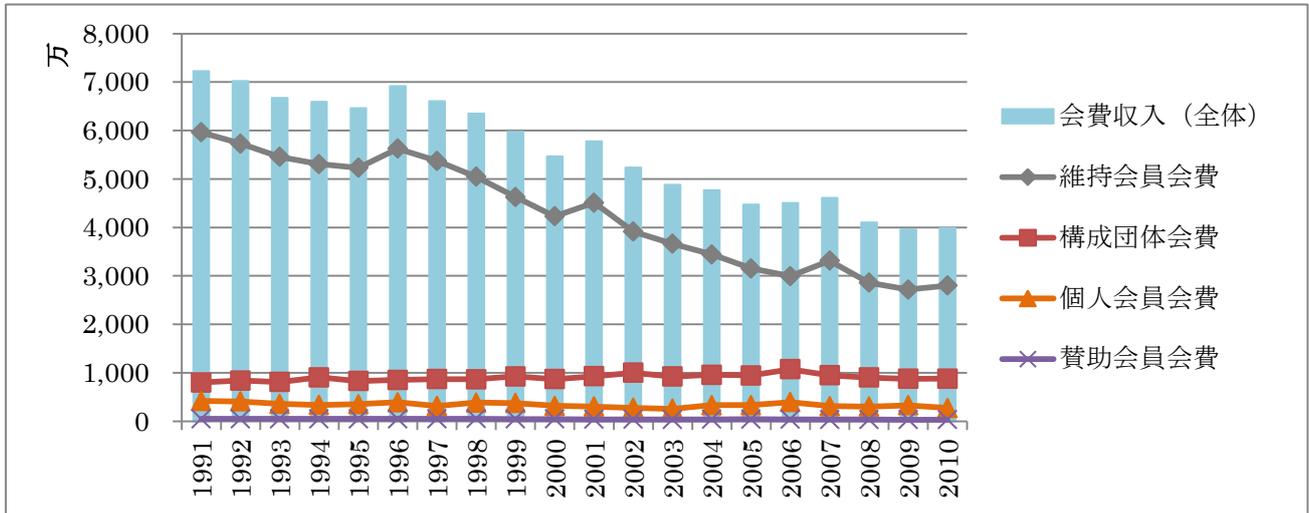
【図2 「緊急アンケート」2012年実施】



さらに深刻なのは、各協会の運営の支えとなってきた国庫補助金や会費からなる財政の長期的減少傾向です。中でも日本ユネスコ協会連盟への維持会員の会費は急速に減少しています。

(図 3)

【図 3 日ユ協連の会費収入推移 (1991 年~2010 年)】



優れた伝統の上に新たな展望をどう拓くか。まず以下の 5 つの特徴を確認します。

- (1) 国連の専門機関である UNESCO を支える世界的運動というブランド価値
- (2) 日本ユネスコ国内委員会との組織的な連携と地域との有機的連携の鍵
- (3) 全国に 284 ものユネスコ協会を擁する比類のない運動
- (4) 地域の特性を生かした各地のユネスコ協会とその多様性
- (5) 世界 195 カ国・地域にまたがる拠点をつなぐネットワーク

以上の 5 点です。

第二次世界大戦が終結して 70 年が過ぎ、東西冷戦も終結しました。しかし、平和な世界の到来とは逆に、民族・宗教対立による悲惨な紛争・戦争が頻発するようになりました。私たちは民間ユネスコ運動の原点に立ち返りどんな活動をするべきなのか、絶えず自問し続ける必要があります。さらに、環境、人権、男女平等などの新たな課題に取り組む必要に迫られています。なかでも、ESD (持続可能な開発のための教育 脚注 P29~P30 参照) に取り組む必要が強まっています。

では、この新たな時代の要請に応える協会運営を展開するためには、いま最低限何が必要でしょうか。以下 8 点を掲げたいと思います。

- (1) 会員の維持・拡充
- (2) 青年会員の獲得

- (3) 活動資金の確保
- (4) 地方公共団体との連携
- (5) 学校との連携
- (6) 他の NGO・NPO などの団体との連携
- (7) 他の地域のユネスコ協会との連携
- (8) 日本ユネスコ協会連盟との連絡・連携・協働

これらをどう具体化し、どう成果を上げていくかが本冊子のねらいです。

その際、2点ほど基本的確認をしておきたいと思います。一つは、各協会自身が常に組織の新陳代謝を図り、会員それぞれがやりがいを見出せる工夫をしながら、民主的な運営を心掛けること。もう一つは、これまでややもすると男性会員中心であった運営体制を、どしどし女性会員を中核的な役割を担うように登用し、活性化を図ることです。

本冊子は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の会員のうち、構成団体会員のための「民間ユネスコ運動の手引き」として、特別に設置された小委員会で作成したものです。構成団体会員には主にユネスコ協会とユネスコクラブの2種類がありますが、前者が地域に根付いて活動を行っている会員、後者は居住地や通勤・通学先などの地域に関係なく活動できる会員によって構成されています。

本冊子をご活用いただき、ユネスコ協会・クラブの日々の運営に役立てていただき、平和な地球社会の実現に向けて、全国のユネスコ協会が連帯して、地域社会により良い変化をもたらす力となることを期待します。

目次

手引き活用のすすめ

はじめに

I	民間ユネスコ運動運営のための8つの指針	P 8
1.	会員をどのように維持・拡大していくか?	P 8
2.	運用資金をどのように確保するか?	P 9
3.	青年会員はどうすれば増やせるか?	P 9
4.	自治体・教育委員会とどのように関わるか?	P 10
5.	学校との良好な関係をどのように保つか?	P 11
6.	地域団体とどのように関わるか?	P 11
7.	他のユ協とはどのように連携するのか?	P 11
8.	日ユ協連事務局をどのように活用するか?	P 12
II	ユネスコ協会が守るべき3つの指針	
1.	日ユ協連定款のコンプライアンス規定を順守する	P 13
2.	政治・宗教などとは明確に一線を画す	P 13
3.	日本全体としてのユネスコ活動の発展を目指す	P 13
III	活動チェックシート	
1.	活動範囲	P 15
2.	チェックシート	P 15
IV	日本ユネスコ協会連盟事務局の役割と連携方法	
1.	役割	P 17
2.	組織と制度	P 25
3.	ユネスコ協会と日本ユネスコ協会連盟の関係	P 28
4.	ユネスコの名称及びロゴの使用について	P 28
※	参考資料	
	ユネスコ協会と日ユ協との連携事業、日ユ協連からの資料・情報	P 29
	ユネスコ活動とESD — 平和の概念の展開	P 30
	カンボジア寺子屋スタディツアー・ガイドライン	P 32
	日ユ協連事務局体制 UNESCO 本部連絡先	P 34

I. ユネスコ協会運営のための8つの指針

1. 会員をどのようにして維持・拡大していくか？

(1) 会員ひとり一人を適材適所に配置

ユネスコ精神に共鳴して入会した会員の中には、ユ協の中での自分の居場所が見つけられなくて、段々と気持ちが遠のき、やがて退会してしまう人がいます。ご本人の希望をよく伺いながら、ユネスコ活動の中で役割を担っていただけるような適材適所への配置が重要です。

一方で、会員それぞれがユ協の中で活発に活躍できるよう、民間ユネスコ活動のあり方、とりわけESDのような新しいテーマに関する研修会を開催することが必要です。

(2) 入会を勧誘する人脈の開拓

会員を増やすには、各会員が日頃から進んで色々な研修会や会合に出席し、人脈を開拓することが有効です。例えば、PTAは子どもを通して人脈を作りやすい集まりです。また、地域のボランティア団体で活動している人の中からは、ユネスコ精神への共鳴者を見つけやすいと思います。

(3) マスコミやメディアを通じてユネスコ活動を市民へ周知

市民の中にはユネスコとユニセフを混同している人がたくさんいます。会員を増やそうとすると、まずユネスコ活動の社会的認知度が低いという現実が立ちはだかります。ユネスコ平和講演会、書きそんじハガキ・キャンペーン、「平和の鐘を鳴らそう！」など、市民を対象とする行事の実施に際しては、マスコミやメディアを通じて広く参加を呼び掛け、ユネスコ活動への周知を図りましょう。

(4) 広報活動を通しての入会勧誘

会員の新規開拓には広報活動が有効です。第一の広報は、市民を対象とする講演会、チャリティコンサート、世界寺子屋運動支援バザーなどの行事をしばしば開催し、必ず会場でユ協紹介パンフレットを配布することです。第二の広報は、ユ協の会報を市民センターなどのNPO活動紹介コーナーに置いてもらい、興味のある方に自由にお取りいただくことです。その際、会報の内容は会員間の情報交流だけでなく、ユネスコ活動に参加してみたいと思っただけの内容・体裁になるよう改善していくことが重要です。第三の広報は、近年発達したホームページやフェイスブックの活用です。この点に関して、最近はホームページを見て入会を希望する方も少なからずいらっしゃいます。ところが、残念なことにホームページを運営・管理しているユ協はまだ全体の約1/5にとどまっています。

(5) ユ協の諸活動を通しての入会勧誘

特定の市民を対象とする活動が、入会の効果的なきっかけになっている場合も多いようです。例えば、外国語教室や外国料理教室などです。これらはユネスコが目指す方向に沿いな

がら一般市民にもメリットのある活動です。会員が汗水たらして色々なユ協活動に日々活発に取り組むことが、報われる勧誘になるでしょう。

2. 運用資金をどのように確保するか？

(1) 法人・団体の賛助会員・スポンサー寄付の拡大

個人会員数が減少することは会費収入の減収に直結する深刻な問題です。ですから、当然ながら個人会員の拡大に努めることが重要です。加えて地域の法人や団体に対して賛助会員の勧誘をしたり、特定の行事へのスポンサー寄付（会報などへの広告を含む）を積極的に呼びかけることも重要です。とりわけ最近の企業における CSR（企業の社会的責任）意識の高まりの中で、地域の企業にユネスコ活動をうまく PR（広報活動）すればその可能性は少なからずあると期待できます。

ただし、その際には、ユネスコ活動の原則が不偏不党性であることを常に意識して、特定の法人・団体だけが賛助会員になる、あるいはある行事に対するスポンサー寄付者となる形は避けなければなりません。

(2) 日ユ協連の活動助成金の活用

日ユ協連には「青少年ユネスコ活動助成金」などの活動助成制度があります。魅力的な事業を提案して助成金を獲得しましょう。

(3) ボランティア活動助成金制度の活用

国内の助成団体や地方自治体には、国際交流や環境保護などに対する種々のボランティア活動助成金制度があります。そうした助成金の募集告知を絶えずウォッチして、積極的に応募しましょう。

3. 青年会員はどうすれば増やせるか？

(1) 青年のフィーリングにマッチするアピール

青年にユネスコ活動を魅力的に伝えるためには、ホームページやフェイスブックなどのインターネットメディアの活用が重要です。また、ボランティア活動を通しての高校、大学との繋がりや、インパクトのあるキャッチフレーズ、ゆるキャラ等を用いるなど、現代の青年のフィーリングにマッチするようにアピールしてみましょう。

(2) 核になる青年会員を育成、青少年対象行事の企画・推進を権限移譲

青年会員の中から核となる青年を役員に選任するなど組織の中核メンバーを育てましょう。さらに、青年会員自身の手で青少年対象行事（サマースクールなど）を自由に企画・推進できる環境整備をすると同時に、そうした自発的な活動に対しては資金支援を惜しまないことが望ましいでしょう。

なお、日ユ協連理事会で設置された青少年・ボランティア委員会では、2012年、「青少年ユネスコ活動支援方針」を策定しています。この方針を参考にしながら、青年をどのように支援し、参画を促すべきか考えていきましょう。

■日本ユネスコ協会連盟の「青少年ユネスコ活動方針」

日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ憲章の理念に基づき、教育・科学・文化を通じて平和で持続可能な社会をつくるために、次世代を担う青少年に対して、主体的な行動をするための支援を行う。青少年に対してユネスコ理念の普及に努め、日本ならびに世界の課題解決のための参加機会を増やす。平和で持続可能な社会を支える人材を育成し、それを通じて地域のユネスコ活動の活性化を図る。各地域ユネスコ協会が、時代のニーズに応じた青少年ユネスコ活動に取り組めるように支援する。①地域から世界に至る多様な問題を捉える認識力、②問題を解決するための提案力と行動力、推進力、③コミュニケーション力（多くの人々と協働するための）、④ユネスコの理念と活動指針を理解する知識力、の4つの“チカラ”を青少年がユネスコ活動を通じて身につけられるよう事業を構築する。

4. 自治体・教育委員会とどのように関わるか？

(1) ユネスコ活動を支える法律に基づく連携

1951年6月に公布されたユネスコ活動に関する法律では、「国又は地方公共団体は、(中略)、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認められるときは、民間ユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。」、と明記されました。更に、1956年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の職務権限に「ユネスコ活動に関すること」が規定されています。

このような法律の趣旨を生かして、各ユ協はユネスコスクールの普及やESD活動の分野で、自治体及び教育委員会と密接に連携したユネスコ活動を展開できるよう工夫しましょう。

(2) 自治体・教育委員会との関わり方のパターンとその変遷

創立60年前後の歴史あるユ協の中には、自治体・教育委員会から事業を受託・共催しているところ、創立30年前後のユ協の中には、自治体・教育委員会に事務所を置いているところなど、関わり方には色々なパターンがあります。しかし、最近では地域の中にNPO団体が増えてきたため、ユネスコ協会だけを特別扱いするのが難しいと考える自治体・教育委員会が増えていきます。結果的に、ユ協を他のNPO団体と同じ扱いにする傾向が強まっています。重要なのは、自治体・教育委員会の課題解決に貢献するユネスコ活動を展開し、共感を得ることだと思います。

(3) 自治体・教育委員会から独立性を保つ選択肢

一方で、ユ協が自治体・教育委員会とは意識的に距離を置く選択肢もあります。民間ユネスコ運動として、時には行政と異なるスタンスを取る立場です。ただその場合、事務所の設置や資金調達については自立して運営する覚悟が必要です。

5. 学校との良好な関係をどのようにして保つか？

子どもたちを対象とするユネスコ活動を展開するためには、以下のようなサービスを学校に提供することで、常に良好な関係を保つことが大切です。

(1) 学校への応援

ユネスコ会員が平和や国際交流に関する体験を出前授業でお話したり、わたしの町のたからもの絵画展、守ろう地球のたからもの教材などで学校の授業を支援します。

(2) 学校外での活動

夏休みのユネスコ子どもキャンプやサマースクールなどの学校外でのユネスコ活動を通じて子どもたちの成長を育みます。

(3) ボランティア精神の育成

ユネスコ協会 ESD パスポートへの参加や書きそんじハガキ・キャンペーンへの参加、ユ協独自のボランティア活動表彰などを通じて子どもたちのボランティア精神を育みます。

6. 地域団体とどのように関わるか？

(1) 地域ボランティア団体との相乗効果

各ユ協は、ユネスコ精神に則る教育支援、国際協力、環境保護から文化・芸術・科学関連諸活動に至るまで、広範囲の分野でユネスコ活動を展開しています。また、その地域にはそれぞれの分野に絞って、あるいはそれらを横断的に対象とするボランティア団体が少なからず存在します。そこで ESD パスポート事業等を通じて地域のボランティア団体と良い連携を持ち、ユネスコ活動との相乗効果が生まれるような工夫が求められます。

(2) 地域の住民団体や法人組織との交流

ユ協が地域に根ざした活動を進めるうえで望ましいのは、自治会、老人会、婦人会、子ども会、商工会議所、青年会議所などの住民団体や法人組織との関係づくりです。さまざまな連携や交流を通じて、ユ協への入会になるような人脈づくりが期待されます。

7. 他のユ協とはどのように連携するか？

(1) 都道府県ユネスコ連絡協議会を通しての連携

志を同じくするユ協、とりわけ都道府県ユネスコ連絡協議会に所属する近隣のユ協とは、会報や行事案内を送るなどで日頃から情報の交換を図り、互いに刺激しあいましょう。また、合同で事業を行うことで、単一ユ協だけでは取り組めない、ユネスコスクール交流や青少年大会などの大きな事業を実施することも可能となります。

(2) ブロック別ユネスコ活動研究会の活用

毎年開催されるブロック別ユネスコ活動研究会も、ブロック内のユ協との顔を合わせたの密な情報交流と相互研鑽の場です。日ユ協連への要望を共同してまとめ上げる場としても有効に活用しましょう。

(3) 日本ユネスコ運動全国大会の活用

年に1度、日本各地で開催される全国大会には積極的に参加し、全ユ協に共通する課題への対策を学び、研鑽する有益な機会として、また全国をカバーする280余のユ協の仲間との連携を強める絶好の場として、大いに活用しましょう。

8. 日ユ協連事務局をどのように活用するか？

(1) ユ協の活動に対する支援

日ユ協連事務局が持つ人材、情報、ツール及び活動資金を積極的に活用しましょう。講師派遣や運営上のノウハウなどについても、遠慮なく相談し、各ブロック担当職員とも情報共有を密にしましょう。

(2) 国外のユネスコ活動との連携

世界寺子屋運動・世界遺産活動の支援、AFUCA・WFUCAとの連携、海外ユネスコ協会との連携、海外スタディツアーなど、ユ協単独では対応できない国外との連携については日ユ協連事務局の力を借りて取り組みましょう。

II ユネスコ協会が守るべき3つの点

1. 日ユ協連定款のコンプライアンス規定を遵守する。

(1) 組織・金銭両面で公明正大であること

ユ協の中で監査役は重要です。毎年度の組織面並びに財政面での運営について、監査役に公明正大であることの認証を得なければなりません。その上で、毎年 of 定時総会で、前年度の事業報告及び決算、並びに当該年度の事業計画及び予算について承認を得なければなりません。

(2) 日ユ協連の運営方針と整合していること

ユ協それぞれの活動は、日ユ協連全体で取り組む活動とユ協独自の活動から成り立ちますが、それらは全体として日ユ協連の運営方針と整合していなければなりません。

(3) 日ユ協連や他ユ協の運営・活動について個人的に勝手な中傷活動をしないこと

日ユ協連や特定の他ユ協の運営・活動について問題があると考えer場合には、ブロック担当理事を通して、理事会の場で具体的に問題点を提起して、オープンで公平な議論をしてもらおうよう心がけましょう。

2. 政治、宗教などとは明確に一線を画する。

(1) 特定の政治や宗教に肩入れをしないこと

日々の活動は特定の政治・イデオロギー、特定の宗教・思想活動、あるいは特定の企業・ビジネス形態に利するものであってはなりません。従って、1ユ協の会員のうち、半数以上を政治団体員、宗教団体員等が占めてはいけません。

一方で、中立的立場から、宗教間の対立が主原因となって現在、世界で種々の深刻な紛争や戦争が発生していることに対して、異なる宗教・宗派間の融和・相互理解を地域から進める活動で貢献できると良いでしょう。

(2) 売名の目的にユネスコ協会を利用させないこと

政治家や政治団体などが、売名行為を目的としてユネスコ会員になろうとする場合は、入会を拒むことができます。

3. 日本全体としてのユネスコ活動の発展を目指す。

(1) 同一地域の新規協会の設立を妨げないこと

あるユ協の地域に新規協会が設立されようとする場合には、双方の責任者の間でよく話し合いを持って、両協会それぞれの特徴を出せるように調整しましょう。

(2) 内部分裂などによるユ協の自己崩壊を食い止めること

長年にわたる地道な活動を通して折角、地域の中で信頼を勝ち得てきたユ協が、人事・

組織などのユネスコ精神からは次元が低い問題で内部分裂して、あげくの果ては自己崩壊に至る事態は何としても回避しなければなりません。もし、ユ協内部の対立が表面化した場合は、ユ協内部に双方の意見を調整する第3者委員会を設置しましょう。それでも解決しない場合は日ユ協連に仲介を求めることができます。

(3) 崩壊の危機に瀕しているユ協に対して支援すること

全国的には高齢化と会員減少によって存続が危機的状況にあるユ協が少なからずあります。日ユ協連事務局は危機回避のための支援を行うと共に、余裕がある近隣のユ協あるいは所属の都道府県ユ協連を通じて支援することが望まれます。

Ⅲ 活動チェックシート

私たちの民間ユネスコ運動の主たる事業としては以下があり、日ユ協連を核とし取り組んでいます。事業によっては UNESCO 本部、日本ユネスコ国内委員会、行政、大学、学校、企業などとも幅広く連携し平和の文化構築に向け大きな成果を上げています。

- ・日本ユネスコ運動全国大会
- ・民間ユネスコ運動の日
- ・ESD 推進事業
- ・わたしの町のたからもの絵画展
- ・世界寺子屋運動（EFA）
- ・プロジェクト未来遺産
- ・ブロック別ユネスコ活動研究会
- ・平和の鐘を鳴らそう！
- ・ユネスコスクール支援
- ・国際理解・交流事業
- ・世界遺産活動
- ・東日本大震災・復興支援事業

各ユ協では、組織形態や地域性によって多種多様な展開がなされており、民間ユネスコ運動の大きな底力となっていることは言うまでもありません。これらの事業内容を分類した次頁のチェックシートで、さらに具体的にどの様な活動が行われているか、ユ協それぞれでチェックしてみましょう。

次頁シートをご活用ください

チェック項目はいくつあったでしょうか？

これらの共通の活動を見直し、さらに充実させることが各協会の今後の活動を活発にし、ユネスコ運動の発展に繋がることになるでしょう。

また、全国大会やブロック研究会への参加は、会員相互の交流を図ることはもとより、ユネスコ活動に関する最新の情報や知識を学び共通の意識を持ち、さらなるユネスコ活動の輪を広げることにあります。なるべく多くの会員の参加が望まれます。

日本で生まれ70周年を迎える民間ユネスコ運動が地域社会のために、そして世界平和のために貢献できる組織であり続けるため、各ユネスコ協会の更なる努力が望まれます。

チェックシート

1. 研修・研鑽事業

- ユネスコ平和講座 多文化理解 各種講演会
ESD セミナー その他

2. 国際理解・交流事業

- 外国語教室（英語、イタリア語、フランス語、韓国語、中国語等）
外国人のための日本語教室 外国料理教室（和食も含む）
国際交流フェスタ 海外スタディツアー
外国ユネスコ協会との交流 その他

3. 文化・芸術・科学事業

- チャリティコンサート 美術教室(水彩、陶芸、ガラス工芸等)
文化・芸術愛好会（世界遺産・美術館めぐり、コーラス等）
科学・環境問題研究会（エネルギー、地球温暖化等） その他

4. 青少年対象事業

- 学校との連携（ユネスコスクール支援、出前授業等）
ユネスコ協会 ESD パスポート 青年スタディツアー
わたしの町のたからもの絵画展 自然・科学教室
作文コンクール、弁論大会 ユネスコ子どもキャンプ
サマースクール その他

5. 平和の文化事業

- 民間ユネスコ運動の日 平和の鐘を鳴らそう！

6. 支援活動

- 書きそんじハガキ・キャンペーン 世界寺子屋運動支援バザー
世界遺産活動 東日本大震災子ども支援募金
その他

7. 広報活動

- 会報の発行 ホームページ・フェイスブック運営管理
その他

I V 日本ユネスコ協会連盟事務局の役割と連携方法

(1) 役割

日ユ協連事務局の役割は、民間ユネスコ運動を推進するために総会が決定した方針に従い、目標を達成するために必要となる様々な事務を行うことです。また、会員が行うユネスコ活動が円滑に進むように必要なサポートをします。

ユネスコ協会は、次に掲載した「日ユ協連との協働事業」、「ユネスコ協会活動支援」、「ユネスコ活動の広報情報」などにより、地域でのユネスコ活動の推進に日ユ協連事務局を活用することができます。大いにご活用ください。

1. 日ユ協連事業の協働実施

・全国大会

1年に1回全国の会員が集まる研修と親睦の場です。時代が要請するユネスコらしいテーマのもと、二日間の大会を開催します。開催はユネスコ協会の招致により、日ユ協連と共催で実施します。1947年の第1回大会以来、2014の知床大会で第70回を迎えたユネスコ運動の柱です。



・ブロック別ユネスコ活動研究会

日ユ協連は、全国47都道府県を9つのブロックに分割しています。ブロック別ユネスコ活動研究会は毎年ブロック毎に行う会員の相互研修の場です。ユネスコ活動を振興するために、相互の活動報告を通じた経験交流を分科会で行います。ブロック内の県や県内のユネスコ協会が持ち回りで開催します。

・ユネスコ子どもキャンプ

毎年1回、全国の青年会員が運営の主体となり、ユネスコ協会を通じて呼びかけた子どもたちと行う夏のキャンプです。テントでの生活を送りながら、ユネスコ学習や自然体験学習を3泊4日で行います。1969年の第1回キャンプ以来、2014年の岐阜キャンプで第46回を迎えた青年事業です。



- ・全国共通事業

- 民間ユネスコ運動の日

- 1947年7月19日、世界初の民間ユネスコ団体である仙台ユネスコ協会が誕生しました。この日を記念して、毎年7月19日を「民間ユネスコ運動の日」として、ユネスコ活動を積極的に広報する日に定めています。

- ・平和の鐘を鳴らそう！

- 戦争の記憶を風化させないために、毎年8月15日を中心にユネスコ協会が地元のお寺等の協力を得て、「平和の鐘を鳴らそう！」の活動を行っています。



- ・わたしの町のたからもの絵画展

- 子どもたちが故郷のたからものを見つけるきっかけづくりの絵画展です。子どもたちの絵を通して地域の人々に故郷の自然や文化への発見と、地域への愛着心を育みます。



世界寺子屋運動

開発途上国の学校に行けない子どもたちや読み書きできない人々のために、無償の教育機会を支援する運動です。現在は、アフガニスタン、カンボジア、ネパールの3か国を支援しています。現地支援を題材にした国際理解教育の促進や、書きそんじハガキの回収による支援資金の調達を行います。書きそんじハガキ・キャンペーンには毎年、全国で160協会以上が参加しています。また、ユネスコ協会やユネスコスクールの青年を対象としたスタディツアーも実施しています。



世界遺産活動

修復・保全の必要な世界遺産の支援を行っています。現在は世界遺産アンコールのバイヨン寺院の回廊修復事業を、現地のNGOと協働して行っています。



未来遺産運動

100年後の子どもたちに地域の豊かな自然や文化を継承する運動です。全国各地の市民団体の中からすぐれた活動をプロジェクト未来遺産として登録し、企業とのマッチングによる地域の活性化などに取り組んでいます。



東日本大震災子ども支援事業

2011年3月11日に発生した東日本大震災の教育復興支援のための事業です。現在は、遺児・孤児の皆さまを対象とした「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」と、就学困難な家庭のお子様方を対象とした「ユネスコ協会就学支援奨学金」の2種類の給付奨学金事業を柱に、教育環境の復興事業を行っています。



一杯のスプーン

犬養道子さんの呼びかけで始まった開発途上国への医療・食糧支援事業です。現在はアフガニスタンとネパールで貧困に苦しむ子どもや人々への無償医療支援を行っています。



被災地への緊急支援

地震・津波など、大きな自然災害により甚大な被害が起こった時に実施する緊急支援です。直近では、2012年にフィリピンで起こった台風ハイエンの被災地の支援を行いました。

ESD パスポート

子どもたちが学校で学んだESDを、地域のボランティア活動への参加によって実践的に学ぶきっかけをつくるために「ESD パスポート」を発行しています。子どもたちが地域の課題解決に取り組む中で、地域との絆を育みます。

ユネスコ協会ESD ポスポートとは？

学校教育が取り組んでいる「持続可能な開発のための教育（ESD）」との相乗効果を高めるため、ユネスコ協会が児童・生徒のボランティア活動を促進する目的で取り組んでいるのが、ユネスコ協会ESDパスポート。ユネスコスクールを主な対象として、2013年度から始まった。

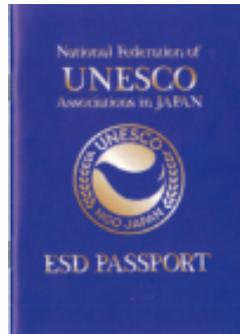
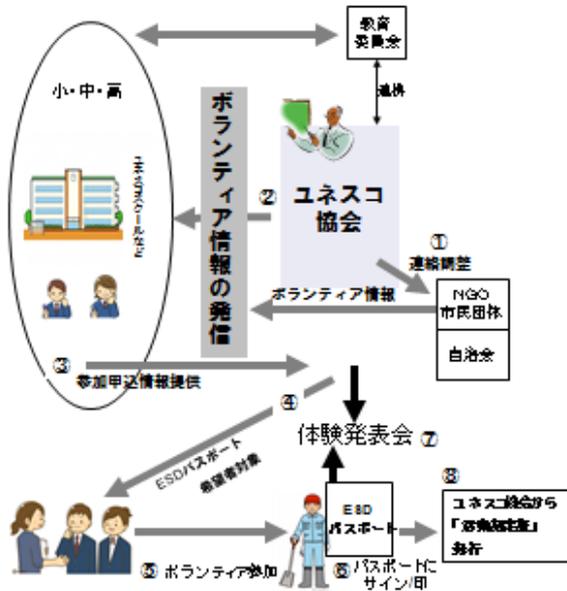
ESDパスポートを発行するのは、各地のユ協で、学校やユ協、地域の市民団体などがボランティアの機会を提供する。ボランティアをするとパスポートに認定単位（ボラン※）が記される。一定時間に達すると、ユ協が「活動認定証」を発行する。ユ協は年1回、ESDパスポート体験発表会を実施し、優秀者を顕彰する。

このESDパスポートを通して、子どもたちが大人とともに地域の課題を主体的に捉え、解決のために自ら考え、行動する機会を提供し、学校と協働して持続可能な社会づくりの人材育成を目指す。

ユ協側としては、児童・生徒にユネスコについて理解してもらい、地域ユ協の活動の輪を広げ、ユネスコスクール間のネットワーク形成のための機会としてお取り組みください。

参考資料： 「ユネスコスクール 10 の質問・事例・資料集」 2013年5月25日発行

「未来を拓くユネスコスクールとの連携」 2014年5月31日発行



2. ユネスコ協会活動支援

・講師の派遣

ユネスコ協会が実施する事業の中で、講師として専門家や連盟関係者の出席をご希望の際はまずは事務局の組織部までお気軽にご相談ください。ご希望に沿った講師が手配できるよう事務局がお手伝いいたします。その際、講師招聘にかかる費用は各ユネスコ協会でご負担いただきます。なお、事務局職員の招聘を希望される場合は、謝金は必要ありません。

・周年事業、記念大会等への祝辞

ユネスコ協会が設立 10 周年などの周年事業を行われる際や、発行物への祝辞等のご要望がありましたら事務局の組織部までご依頼ください。その際、できましたら少し余裕を持ったご依頼をいただけましたら幸いです。

・感謝状・賞状（書きそんじハガキ・キャンペーン、わがまち絵画展等）

書きそんじハガキ・キャンペーンやわたしの町のたからもの絵画展を実施されるユネスコ協会で、感謝状や賞状を必要とされる場合は、事業担当までご連絡ください。ご依頼に沿う形で対応させていただきます。なお、決められた範囲を超えた枚数をご要望の場合は、実費をご負担いただきますようお願いいたします。

・事業への後援

ユネスコ協会が行う事業に日ユ協連の後援を申請することができます。手続きは簡単ですので、ご希望の場合は担当までご連絡ください。申請書をお送りします。

・青少年ユネスコ活動助成

ユネスコ協会が、ユネスコ精神を次世代に引き継ぐ活動を助成します。支援対象となる分野は、「青少年へのユネスコ普及活動事業（上限 5 万円）」、ユネスコ協会に所属する青年が中心となって行う社会課題の解決に資する事業（上限 20 万円）、ユネスコスクールや学校なユネスコ活動とユネスコ協会の連携強化に資する事業（上限 5 万円）です。

3. ユネスコ活動の情報提供

・ホームページ

日ユ協連の活動を発信する最大のメディアです。トピックスや事務局職員のブログなどでユネスコ活動に関する最新の情報を入手することができます。



フェイスブック

日ユ協連の日々の活動を折に触れ発信しているメディアです。ホームページよりも身近な話題を紹介しています。



・機関誌「ユネスコ」

年4回、四半期ごとに発行するユネスコ会員の機関誌です。ユネスコ活動のトレンドや、各地ユネスコ協会の活動好事例、その他お役にたつ情報などを紹介しています。



・ユネスコ協会便

毎月、月初に日ユ協連事務局から活動に関するさまざまな情報をユネスコ協会にお送りしています。イベント情報や助成金情報、各地ユネスコ協会の活動ニュース等、各地ユネスコ協会の事務局にとって貴重な情報が満載です。ぜひ、ご担当者をご確認の上、理事会等で役員の皆さまと共有して下さることをお願いします。

・活動レポート

年1回発行される、日ユ協連の活動報告です。主に募金事業について、寄付者や会員の皆さまにその成果を報告することを目的としています。



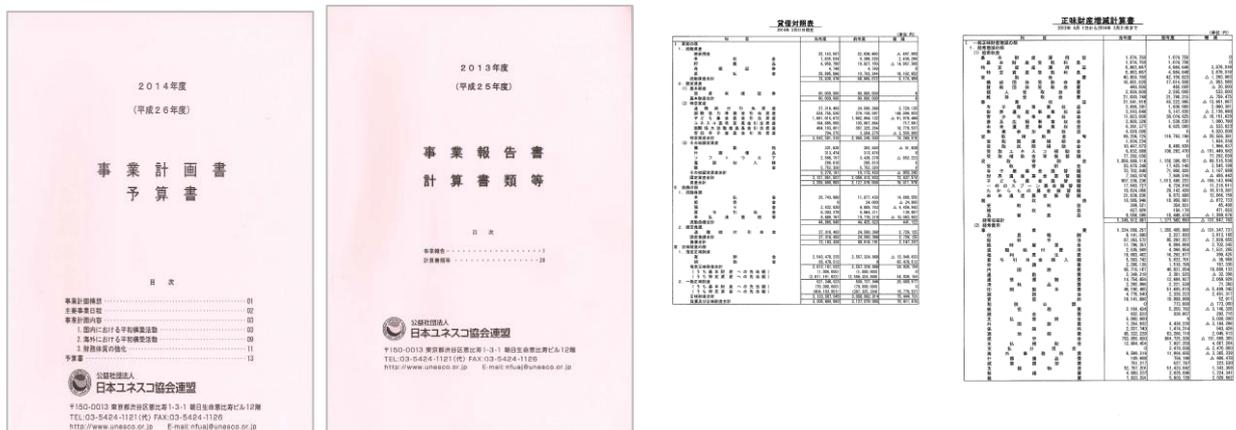
・ユネスコ情報マガジン（メール配信）

毎月1回発行（臨時号のぞく）。
読者数は、6,131人（2015年2月現在）



・事業報告書・決算書、事業計画・予算書

年1回、6月の総会終了後に前年度の「事業報告・決算書」と、当年度の「事業計画・予算書」を会員に送付します。日本ユネスコ協会連盟の事業と財務の全体像をご理解いただける資料です。



(2) 組織と制度

ユネスコ運動の仕組みと日本ユネスコ協会連盟の会員及び連盟役員については次のようになっています。

1. ユネスコ運動の仕組み

UNESCO憲章は、政府間での平和構築の努力とともに、世界中の人々の知的・精神的連帯の上に、本当の平和が実現する、と述べています。だからこそ、ユネスコは他の国連機関にはない、『市民のユネスコ運動』を産み出しました。国連、政府、そして民間が三位一体となって活動することで、本当に平和な世界の実現を目指します。



2. 日本ユネスコ協会連盟の会員

日本ユネスコ協会連盟には4つの会員種別があります。

① 構成団体会員

ユネスコ憲章の精神に則り、民間ユネスコ活動を推進するために設立されたユネスコ協会（ユネスコクラブ等の名称を含む）、都道府県ユネスコ連絡協議会及び全国的青年連絡組織

② 賛助団体会員

日ユ協連の目的、事業に賛同し、ユネスコ活動に寄与する教育、科学、文化その他の団体

③ 個人会員

日ユ協連の目的、事業に賛同し、ユネスコ活動に特に貢献し得る個人

④ 維持会員

日ユ協連の目的、事業に賛同し、ユネスコ活動に貢献し得る団体

3. 日本ユネスコ協会連盟の理事と評議員

日本ユネスコ協会連盟は2年に1回役員を選任を行います。役員を選任は2段階に分かれており、先ず評議員を選任し、選任された評議員の中から理事を選任します。

評議員の定数は150人以内とし、構成団体会員、賛助団体会員、個人会員、維持会員の

代表の定数はそれぞれ次の通りです。

- (ア)構成団体会員 100 人以内（うち青年代表 9 人以内、国内委員代表 9 人以内）
- (イ)賛助団体会員 5 人以内
- (ウ)個人会員 30 人以内
- (エ)維持会員 15 人以内

理事は、評議員から選任される理事の定数は 17 人以上、23 人以内で、会長が推薦する理事の定数は 2 人以上 3 人以内です。評議員から選任される理事の会員別の定数はそれぞれ次の通りです。

- ① 構成団体会員 ブロック代表 9 人以上 12 人以内、青年代表 1 人以上 2 人以内
- ② 賛助団体会員 1 人以上 3 人以内
- ③ 個人会員 3 人以上 7 人以内
- ④ 維持会員 2 人以上 4 人以内

役員候補者は、「ユネスコ活動に深い関心を持ち、その重要性を十分認識し、かつ、役員としてふさわしい見識」を持っていることが必要とされます。選任された理事は、「原則として理事会、評議員会へ毎回出席」を求められます。

4. これまでの役員一覧

【歴代会長（1948～ ）】

初代会長	仁科 芳雄	（在任 1948～1951）
第二代会長	藤山 愛一郎	（在任 1951～1957）
第三代会長	佐藤 喜一郎	（在任 1957～1967）
第四代会長	岡田 完二郎	（在任 1967～1970）
第五代会長	數納 清	（在任 1970～1989）
第六代会長	藤森 鐵雄	（在任 1989～1992）
第七代会長	高島 隆平	（在任 1992～1994）
第八代会長	山本 卓眞	（在任 1994～2000）
第九代会長	児島 仁	（在任 2000～2006）
第十代会長	松田 昌士	（在任 2006～ ）

【歴代理事長】

勝本 清一郎
塚本 寿一
松平 頼明
伊藤 昇
栗野 鳳
村井 了
野口 昇

5. 日本ユネスコ国内委員会について

日本ユネスコ国内委員会は、文部科学省内に設置されている特別の機関で、教育・科学・文化等の各分野を代表する 60 名以内の委員で構成されています。国内委員会は 8 つの専門委員会、1) 運営小委員会、2) 選考小委員会、3) 教育小委員会、4) 自然科学小委員会、5) 人文・社会科学小委員会、6) 文化活動小委員会、7) コミュニケーション小委員会、8) 普及活動小委員会、から成り立っています。民間ユネスコ運動を代表する委員は普及活動小委員会で活躍しています。国内委員会も主な仕事は次の 4 つです。

- ① 我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査を行う。
- ② ユネスコ総会における政府代表の選考、議事に関する事項、条約等の締結に関する事項等の調査審議を行う。
- ③ 我が国のユネスコ活動の基本方針を決める。
- ④ 国内のユネスコ活動関係機関及び団体等との情報交換をする。

日本ユネスコ国内委員会 事務局

<http://www.mext.go.jp/unesco/>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 文部科学省内

電話 (TEL) : 03-5253-4111 FAX : 03-6734-3679

E-mail : jpnatcom@mext.go.jp

(3) ユネスコ協会と日本ユネスコ協会連盟の関係

ユネスコ協会は日ユ協連の会員です。定款では次の二つの事柄がユネスコ協会に義務づけられています。

1. 現況報告（現在状況報告書）の提出

毎年年度初に、ユネスコ協会の現況をご報告いただく義務です。前年度との異動をご記入いただくのですが、現在は手書きでの作業となっていますので、少し煩雑で時間がかかっているのが悩みの種です。近い将来、コンピューターを利用して、直接各地ユネスコ協会から直接入力できるように改変していく予定です。

2. 会費の納入

現況報告に基づいて新年度の会員数をご報告いただきましたら、会員数に 1000 円を乗じた金額を当該ユネスコ協会の当該年度会費とし、会費請求をさせていただきます。

(4) ユネスコの名称及びロゴの使用について

UNESCO は国連の教育・科学・文化・コミュニケーションを扱う専門機関です。「国連の良心」とも呼ばれる UNESCO は、世界平和の実現という高い志のもと、これまで数多くの重要な実績をあげてきました。その結果、UNESCO という名称とロゴマークには世界の国家や人びとから高い信頼が寄せられています。民間ユネスコ運動を行う際にも、「ユネスコ」という名称やロゴマークは UNESCO の許可なく使用できません。日本ユネスコ協会連盟は、日本国内で民間のユネスコ活動を行なう際の「UNESCO」・「ユネスコ」の名称やロゴマークの使用を日本ユネスコ国内委員会から一括して許可されている唯一の組織です。従って、新しくユネスコ協会を設立する際には、必ず日本ユネスコ協会連盟に加盟しなければなりません。また、ユネスコの名に恥じないようふさわしい公益性の高い活動を心がけなければなりません。



ユネスコ協会のロゴマークは、平和の象徴である鳩で地球を表現しています。私たちユネスコ会員一人ひとりが平和の鳩となって、世界中に平和の輪を広げていこうという思いが込められています。

※詳細は連盟事務局発行のガイドラインを参照。

ユネスコ協会と日ユ協連が一体となって、平和のとりでを構築するユネスコ活動に貢献していきましょう！

【ユネスコ協会と日ユ協連との連携事業】

内容		時期	費用
全国大会での協働 分担金（200万円）	プログラム作成、進行台本、後援申請（文科省など）、報告書、企業協賛	6月頃	
ブロック別研究会での協働、助成金	（10～20万円）	10月頃～翌年2月頃	
ESD パスポートの提供			
民間ユネスコ運動の日、チラシ提供			無料
青少年ユネスコ活動助成金	青年育成関連事業への助成	毎年4月から募集開始	

【参考資料 日ユ協連からの資料・情報】

	連盟事務局 ⇒ 各ユネスコ協会	各ユネスコ協会 ⇒ 事務局
4月	ユネスコ協会便	青少年ユネスコ活動助成金申込み
	「構成会員現況報告」の提出依頼	
	機関誌『ユネスコ』4月号	「構成会員現況報告」（提出締め切り）
5月	ユネスコ協会便	
		書きそんじハガキ・キャンペーン報告書
6月	ユネスコ協会便	民間ユネスコの日（平和の鐘をならそう！）参加表明
	会費請求 ＊（構成会員現況報告提出後）	
7月	ユネスコ協会便	会費の納入
	機関誌『ユネスコ』7月号	
8月	ユネスコ協会便	
9月	ユネスコ協会便 ・「わたしのまちのたからもの」絵画展賞状 申込 ・書きそんじハガキ・キャンペーン申込書	
10月	ユネスコ協会便	「わたしのまちのたからもの」絵画展賞状送付
	機関誌『ユネスコ』10月号	
11月	ユネスコ協会便	書きそんじハガキ・キャンペーングッズ
12月	ユネスコ協会便	
1月	ユネスコ協会便	
	機関誌『ユネスコ』1月号	
2月	ユネスコ協会便	
3月	ユネスコ協会便	

20世紀の二度にわたる世界大戦は人類が破滅の瀬戸際にあることを教えました。膨大な犠牲者への鎮魂と深い反省から、国境を超えて人々の「心の中に平和の砦を」築こうという理念のもとにユネスコが生まれました。以来70年間、核兵器、科学兵器などの大量破壊兵器が続々と開発、導入されてきましたが、世界的規模の戦争は避けられてきました。人々の願いが与かって力があつたといえます。しかし、国家と国家の戦争は依然として続き、冷戦終結後では国家と非国家の紛争(例えばテロ)、非国家と非国家の紛争(例えば民族、宗教対立)が頻発するようになりました。依然として戦争がない状態(消極的平和)を実現する努力だけではなく、こうした紛争の平和的解決も求められています。

しかし、1970年代を境に急速に進んだ国境を超えたヒト、モノ、カネそして情報の地球規模での環流は、地球の隅々までグローバル化の影響を及ぼすようになりました。地球が小さくなり、利便性は著しく高まりました。しかしその反面、様々な摩擦が広がり、紛争の原因を生んでいることも否定できません。世界的規模での人権、平等、自由といった人間らしく生きるための基盤的価値の共有と整備が急がれることは言うまでもありません。さらに留意をしなければならない新たな課題が登場しています。経済格差、環境の破壊、エイズ等の疾病の流行といった国家だけでは解決できないいわゆる地球的問題群が人々の命を脅かしています。これらの課題は戦争を必要としない状態(積極的平和)の実現を求めるだけではなく、一人一人の人間の安全保障という、ユネスコの言葉で「心の中に平和の砦」の実現を求めています。

日本政府の提唱で2005年からの10年間を「国連の持続可能な開発のための教育(E S D)の10年」と決めました。世界中の国家と社会が取り組んできたのは、まさにこうした新たな課題への対応が喫緊の課題であるという認識が広く共有されたからだといえます。この10年の努力は、(1)持続性を確保するための教育の重要性、(2)先端的科学・技術の発展への一層の支援、(3)教育・研究と地域社会の連携の深化、そして(4)何より一人一人が日常生活の現場で行動することの大切さ、を教訓として教えています。名古屋でのユネスコ世界会議が採択したこれから5年間の「グローバル行動計画(G A P)」も、その実現に向けて協力を一層強化し、実行するための努力を私たちに求めています。

私たち日本のユネスコ協会・クラブは、それぞれの場で、地道な活動を展開することが求められています。既に東日本大震災に際して、誰よりも持続性の高い教育支援をしてきた実績があります。さらに、郷土の文化を遺産として保存し、後世の人々に伝えるという創造的活動も積み重ねてきました。そして世界に先駆けて海外での識字活動を25年にわたって続けてきました。これらの実績を踏まえて、家庭で、地域社会で、学校で特徴あるE S D活動を展開するという歴史的課題に取り組む一歩を踏み始めたいと考えます。

国連機関のユネスコの識字活動や遺産活動がそうであったように、E S Dに関しても家庭、地域社会、学校が連携して課題理解と問題解決に取り組むことがまずもって肝心です。「ローカルイニシアティブ」の大切さです。その点で、民間ユネスコ運動が果たす役割は大変重要です。特に先の岡山でのユネスコスクール世界会議に多数のユネスコスクールとその生徒が参加しました。次代を背負う青年たちを盛り立て、地域に根差した活動を展開してきたユネスコ協会が様々な活動主体(ステークホルダー)の触媒としての役割を果たすことが期待されているからです。

そうした活動のツールとして「共に学び、ともに活動する」ためのユネスコE S Dパスポートが大いに活用されてよいと思います。加えて、少子高齢化が急速に進む今日、世代を超えた共通の活動を推進することは、ユネスコ活動全体にとっても、そして個々の単位協会にとっても民間ユネスコ運動の持続可能性を確保する点で欠かせません。そのための日本ユネスコ協会連盟の役割もまた大切なポイントです。単位協会の活性化に資する情報提供、様々な研修の機会の設定、思い切った青年層への支援策の実施、さらには地域を超えたブロック活動の活性化支援等々、既にいくつかの手だてがとられ始めています。

なお、「国連の持続可能な開発のための教育（E S D）の10年」に関連する資料は以下のものを参照されたい。

公益財団法人日本ユネスコ協会連盟編『国連E S Dの10年の成果と次なるステップ』
2015年1月20日発刊

*ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な発展のための教育）とは、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育む教育。現在社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを学習や活動。

（日本ユネスコ国内委員会

『持続可能な開発のための教育（ESD）とユネスコスクール』）

◆ カンボジア寺子屋スタディツアー・ガイドライン ◆

スタディツアーの事前申請に関して

1. 【実施 3 か月前までに】スタディツアー受入依頼書のご送付

ご要望に基づき、事務局より受入依頼書をお送りいたします。

2. 【実施 2 か月前までに】スタディツアー企画書のご送付

「参加者リスト（和文・ローマ字表記）、詳しい日程、希望する活動」の 3 点を盛り込んだ企画書を、事務局にお送りください。

企画書は、「和文」（必須）と現地と迅速なやり取りを行うため可能な限り「英文」の 2 種類で作成をお願いいたします。英文での提出が難しい場合は、事務局にご相談ください。

※カンボジア国の祝日等と重なる場合や村の行事、プロジェクトの状況により、受け入れが難しい時期があります。また、同時期に 2 件以上のご申請があった場合にも、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ST の企画と実施について（手配内容）

【日ユ協連で手配する内容】

1. 日ユ協連カンボジア事務所訪問（寺子屋訪問前の事前研修） 目安：1 時間

スタディツアー参加者は、「アンコール寺子屋プロジェクト」を理解するために、可能な限り日ユ協連カンボジア事務所にてプロジェクトの事前説明を受けていただきますようお願いいたします。

※現地事務所訪問が難しい場合は、東京事務所での対応あるいは事前資料をお配りしますので、プロジェクト内容について事前にご理解いただけましたら幸いです。

2. 寺子屋訪問：企画書の「希望する活動」に応じ、連盟事務局とカンボジア事務所で調整します。

訪問時間	活動内容
午前 8 時～11 時	◎寺子屋の活動見学 例) 授業見学、寺子屋運営委員会との懇親会など
午後 2 時～4 時半	◎「収入向上活動」体験 例) ホテイアオイのコースター作り体験 伝統舞踊クラスによるパフォーマンス見学など
	◎コミュニティ活動の手伝い
	◎アンコールトム・バイヨン寺院の石像修復体験
午後 6 時～8 時	夜間識字クラス視察

【旅行代理店でお手配いただく内容】

上記以外の「現地での通訳ガイド（日・クメールまたは日・英）」、「飛行機・ホテル予約」「現地の移動手段（車両手配）」「食事手配」などは、それぞれ旅行代理店であらかじめお手配くださいますようお願いいたします。旅行代理店の紹介を希望される際は、別途事務局にご相談ください。

カンボジア事務所職員のコーディネート・事業説明・同行費用のご負担のお願い

ご訪問に当たっては、現地事務所職員が各寺子屋への受け入れ打診や出席者確認などの事前のコーディネート、ならびに当日のプロジェクト説明（英語またはクメール語）、および寺子屋ご訪問に同行いたします。

つきましては、運営資金としてご訪問1団体あたり 100ドル（1日当たり） を封筒などで包み、同行した職員にお渡しいただき、領収書をお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

寺子屋へのご寄附等に関するお願い

- 寺子屋で収入向上活動体験をされる場合は、体験をされる方 お一人当たり に実費がかかります。あらかじめご了承ください。費用は、体験内容により変わりますので別途ご相談ください。
- 寺子屋に物品の寄贈を希望される場合は、事前に事務局にご相談ください。現地で必要とされているものは何なのか、必要としている人全てにいきわたるのか等を含めて配慮を要しますので、村の人びとに、直接現金や物品を渡さないようお願いいたします。

寺子屋訪問に際してのお願い

- カンボジアの人びとは、人前に立つことにあまり慣れておらず、恥ずかしがられる場合が多いため、スタディツアー参加者がパフォーマンス（歌、ダンス、空手など）を行う際に、見学している村の人びと（とくに若者）に対して、参加を強要することは極力避けていただければ幸いです。
- 寺子屋訪問の際に出たゴミは、ご面倒でもお持ち帰りください。

以上

日ユ協連 事務局体制 (2015年4月1日現在)

【事務局長】 寺尾 明人

【事務局次長】 川上 千春

■組織部

部長 長倉 義信
副部長 古澤 真理子 (ユネスコスクール/ESD パスポート/北海道ブロック)
主任 尼子 美博 (ESD アシストプロジェクト/未来遺産/
MSD サイエンススクール/近畿ブロック)
職員 鴨志田 智也 (ユネスコ協会対応<全国大会・ブロ研・活動助成等>
/中国ブロック)

■教育文化事業部

部長(兼) 川上 千春
副部長 関口 広隆 (世界寺子屋運動/未来遺産運動/他)
職員 青山 由仁子 (世界遺産活動/未来遺産運動/九州ブロック)
宍戸 亮子 (世界寺子屋運動/東北ブロック/四国ブロック)

■広報・ファンドレイジング部

部長(兼) 寺尾 明人
主任 本間 雅子 (広報/ファンドレイジング/中部東ブロック)
職員 間辺 初夏 (広報/ファンドレイジング/中部西ブロック)
杉田 研一 (広報/ファンドレイジング/関東ブロック*茨城・東京・栃木)

■総務部

部長 織田 勝美
副部長 根本 清美 (総務・経理)
主任 上岡 あい (ユネスコ協会就学支援奨学金/
関東ブロック*群馬・埼玉・千葉)
職員 渡辺 大修 (MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金
四国ブロック)
阿部 洋子 (総務・経理)

UNESCO 本部連絡先

HP : <http://en.unesco.org/>

住所 : 7 place Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France、 1 rue Miollis,
75732 Paris Cedex 15, France

電話番号 : +33 (0)1 45 68 10 00



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

発行： 公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12階
TEL: 03-5424-1121
FAX: 03-5424-1126
<http://www.unesco.or.jp/>

発行者： 野口 昇 (日本ユネスコ協会連盟 理事長)
執筆： 2014年度 組織活動部会・小部会①
鈴木 佑司 (日本ユネスコ協会連盟 理事)
石田 喬也 (日本ユネスコ協会連盟 評議員)
引地 瑠美子 (日本ユネスコ協会連盟 理事)
吉崎 晴子 (日本ユネスコ協会連盟 評議員)

発行日： 2015年4月1日